

オランダの学校制度から 日本が学べること

オランダの1970年代以降の教育改革から得られる、
現行の日本の教育改革への示唆

講師 リヒテルズ直子

第1部 オランダの学校教育制度と 70年台以降の教育改革

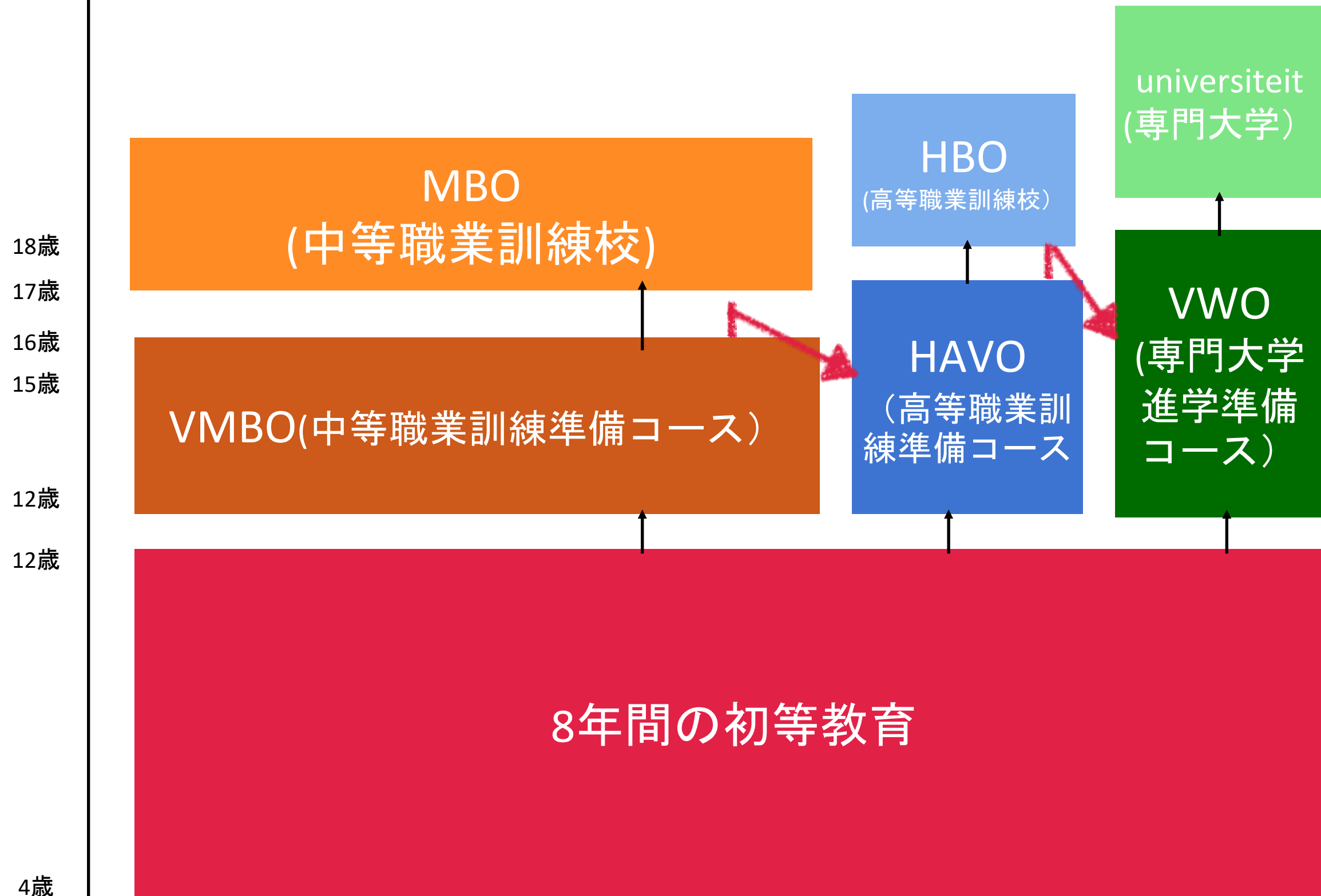


学校制度の特徴



現行のオランダの学校制度（1981—）

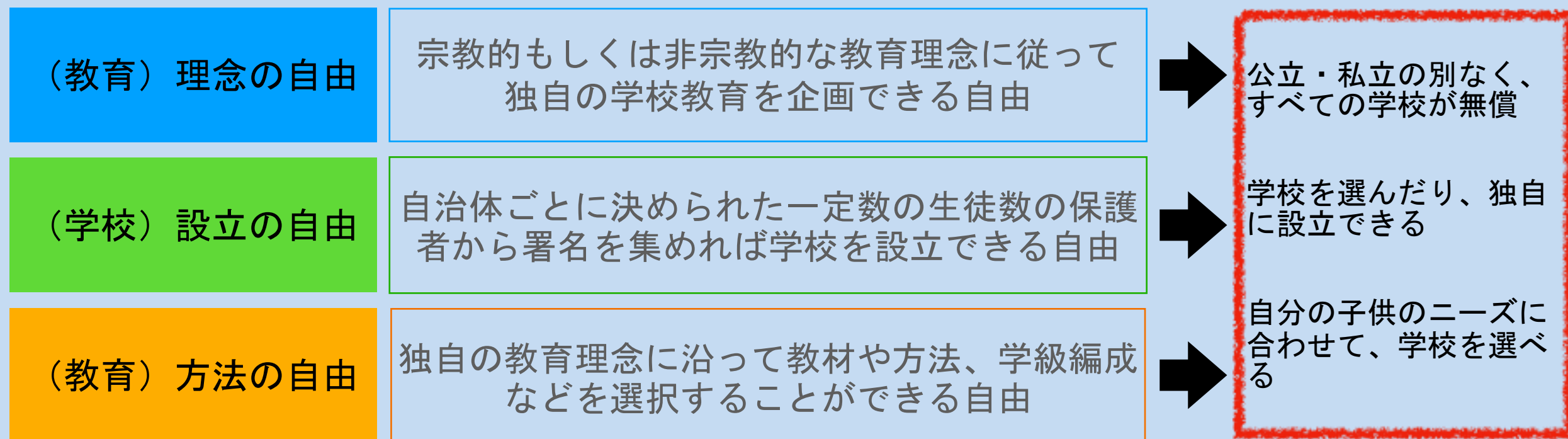
複線型の進路・やり直しの効く制度



教育の自由について

- 90年間の「学校闘争」という政治議論を経て1917年の憲法改正で確立した
- オランダ憲法第23条

https://www.denederlandsegrondwet.nl/id/vi5kn3s122s4/artikel_23_het_openbaar_en_bijzonder



教育の自由のおかげで

1920年前後から多くの諸外国発のオルタナティブ教育がオランダ国家の国庫資金で学校を運営でき、子供たちが通うことが可能に

- 代表的なもの

モンテッソーリ教育

ダルトンプラン教育

シュタイナー教育

フレネ教育

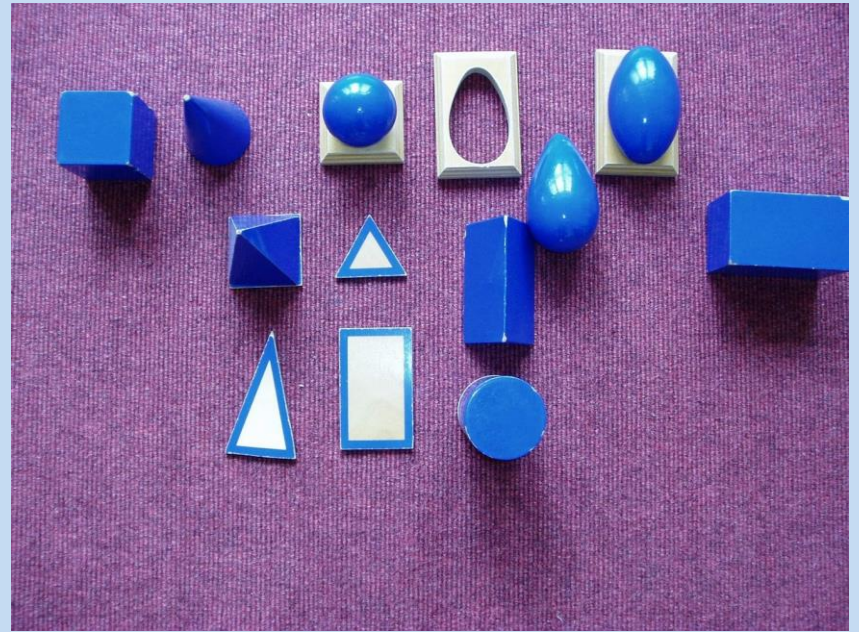
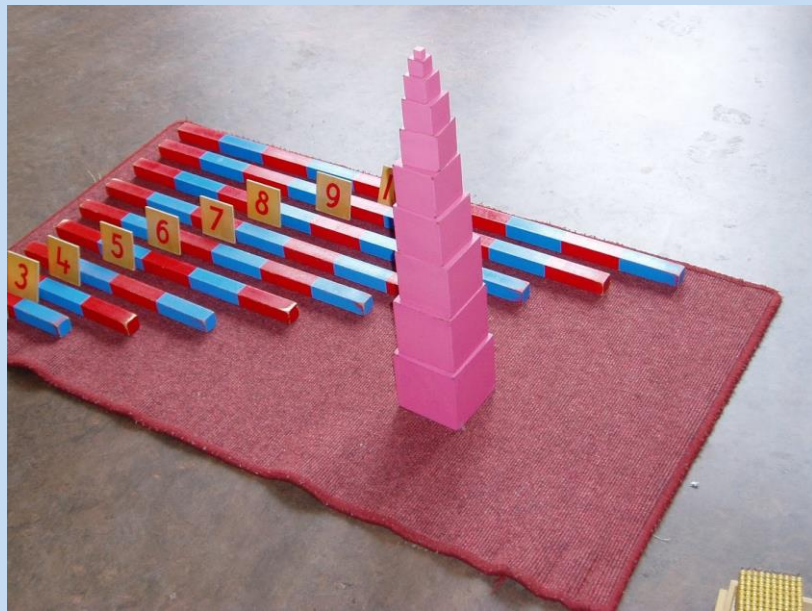
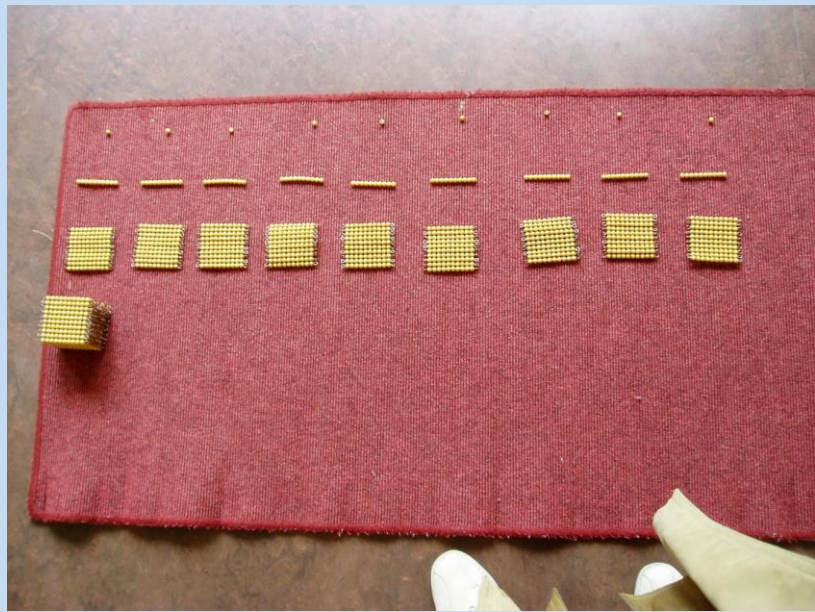
イエナプラン教育

左のようなオルタナティブ教育がオランダでは早くから公教育の一部として根付いていた

現在、これらオルタナティブスクールに通う子どもの数は全体の約1割程度

いずれも20世紀初頭に欧米で（および日本や中国でも）活発に起きた新教育運動の流れ

いずれも＜子ども中心主義＞や＜自立した市民の育成＞を強調



モンテッソーリ





イエナプラン



教育の自由が意味しているもの

日本との比較

日本

管理教育の伝統
(学校の低い独立性・管理された職員)

学区制により学校を選べない
(私立校は高い授業料が必要)

教育委員会による管理
保護者の意見が通りにくい

国は学習指導要領で教育内容を仔細に
決め、検定教科書の使用を指示

学校や教員が独自の方法を開発するた
めの資金がない

オランダ

学校の高い独立性と
教員の高い自由裁量権

保護者（生徒・児童）の
学校選択の自由

保護者（生徒・児童）に選ばれなければ学校は
存続できない

国の役割は、学校教育の目標の明示とすべての
子どもの健全な発達の保障のための監督・警告

各学校は、国が求めている成果に向け、独自に
創意工夫（ローマに至る道は一つではない

学校教育の質の維持

教育の自由が質を低下させないためのメカニズム

保護者・生徒の
学校選択の自由と
学校経営参加権

教育監督局
(定期的な学校訪問、学校の「学校要覧」と「改善計画」の提出義務)

教育サポート機関
(現職教員のための
研修、学校単位
での研修、教材や
教育方法について
のアドバイスなど
)

1970年代の教育改革

画一から個別へ・教員中心から子ども中心へ

1970年台以降の教育改革 (1)

画一斉教育から個別最適化への転換

「落ちこぼれへの抵抗」

- 普通初等教育において200万人の留年生が出ていることを受け、1969年に、文科省国務大臣の委託により、教育研究財団（SVO）が行った調査研究をもとにケース・ドールンボスが書いた報告書
- イギリスやスカンジナビア諸国で先行していた教育改革においては①民主化（恵まれな
い家庭の子どもへの配慮）②教材の刷新、
③個別最適化、④効率化の4方針で改革が
進められていることを参照し、オランダでも
その必要を主張
- 特に「個別最適化」のために、学習内容を学
年区分によって横に決めるのではなく、縦に
学校就学期間全体を通じて系列的に捉え、よ
り包括的に組織していくべきことを主張

オルタナティブ教育への関心の高まり

- 左の「落ちこぼれへの抵抗」という報告書の中で、ドールンボスは、異年齢学級を組織しているモンテッソーリ教育やイエナプラン教育に学ぶべきだということを述べていた
- （民主運動が盛んだった当時のオランダ社会において、若い教員や若い保護者に支持されて）オルタナティブ教育への関心が急速に高まり、「教育の自由」の原則に基づいて、多くのオルタナティブル
タナティブスクールが設立される

1970年台以降の教育改革 (2)

1920年の小学校法を廃止し新「初等教育法」に向けて

- 文科省の方針：民主化・個別化・効率化・教材や教育方法の改善と多様化
- 1970年：10年後の制定に向けて草案が作られる（制定：1981年）
- 国立カリキュラム開発研究所（SLO）と教育サポート機関(OBD)

新初等教育法への動き（その1）

1970-1981年

- 1970年 文科省次官（初等教育担当）のフロスヘイデが「初等教育法」の草案を発表
その骨子：幼児教育と初等教育の接続、学習内容を分断する科目制や科目ごとの時間割ではない、より柔軟なカリキュラムの作成を可能に
（元々、1920年に制定された「小学校法」も、その3年前に確立した「教育の自由」の原則に則り、学校の教育内容や方法に規則を多く設けない方針だった。新初等教育法もその方針を継承し、たくさんのタイプの学校が生まれることを奨励）
- 政府主導の上意下達の改革にしないために、時間をかけて教育現場の声を拾う＞現職教員のための再教育や新任教員のための研修プログラムの必要が訴えられる

新初等教育法への動き (その2)

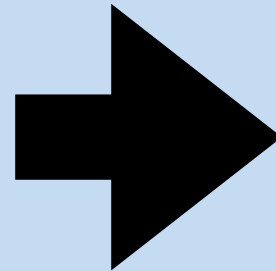
1970-1981年

- 1973年に成立した革新政権でも、新初等教育法への方針は継承されるが、初等教育に限らず学校教育全体の社会に果たす役割に注目：
 1. 社会文化的に恵まれない子どもへの教育機会の均等化
 2. 教育内容に、子どもたちが生きている社会の現実を取り入れる
 3. 保護者・生徒自身・教員が教育により大きな影響力を持つように
 4. 個別最適化により、すべての子供の発達機会を平等に保障する
 5. 成人教育や生涯教育の充実化
 6. 教育目的の明確化により、財政面でも目的意識の高い計画や制度を

新初等教育法で何が変わった？

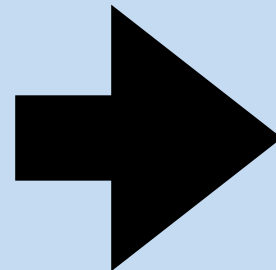
1981年制定

5歳までの幼児教育と6歳からの小学校



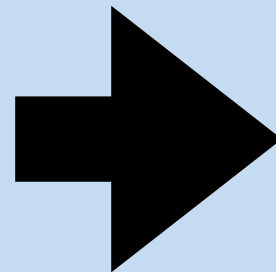
4歳から12歳までの初等教育
(幼児教育と初等教育の連続)

学年区分ごとの教育内容
(留年の原因)



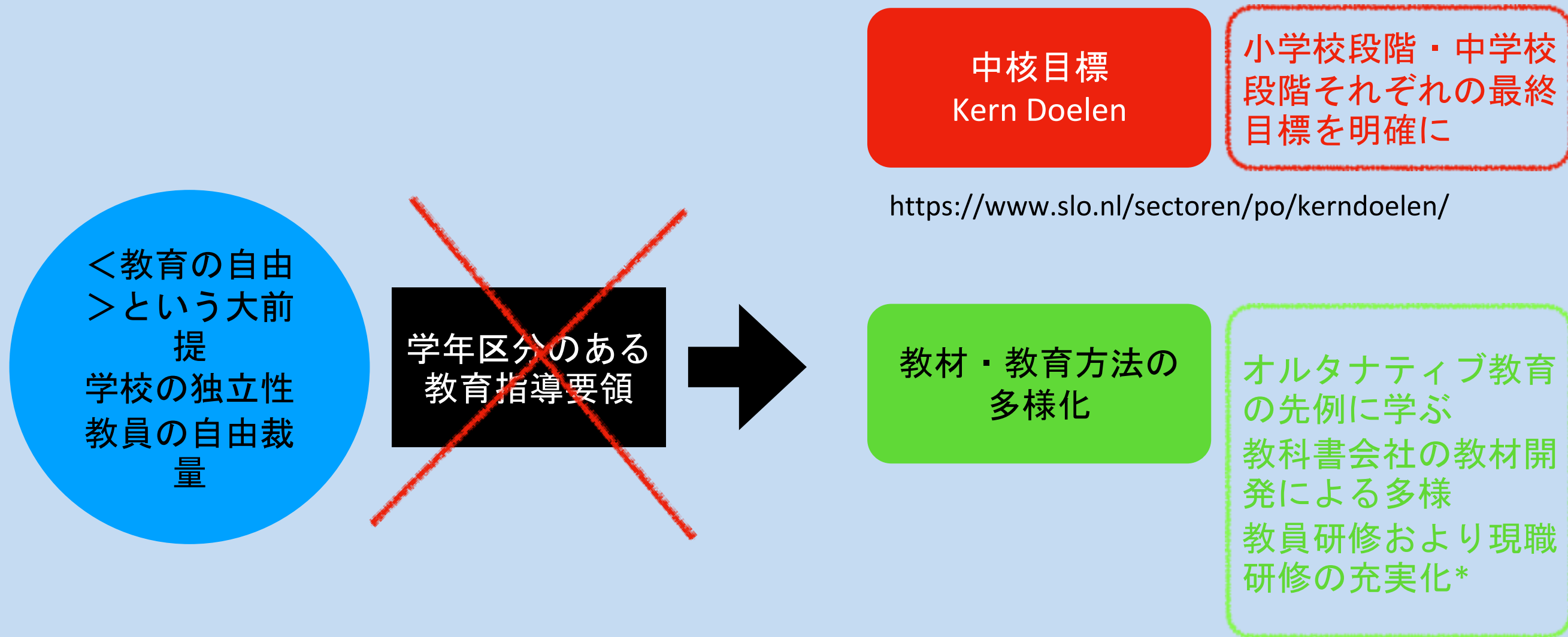
初等教育（中等教育も）の最終目標を<中核目標>と定め、学校は学年区分にこだわらずに教育内容を柔軟に決められるように

教科に分断された教育内容



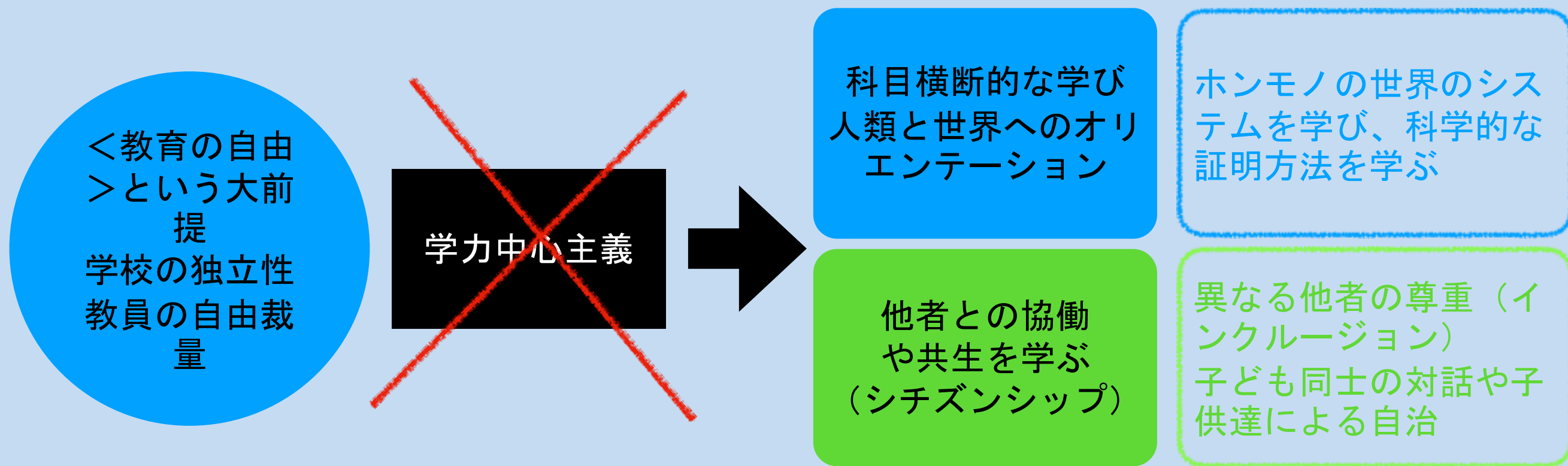
理科や社会などの区分をなくし、「人類と世界へのオリエンテーション」という分野が新たにできる

要約すると、 1970年代のオランダの教育改革(1) = **すべての子どもたちの最大限の発達を保障すること**



*次ページに詳細

要約すると、
1970年代のオランダの教育改革(2)
＝すべての子どもたちを市民として全人的に発達させること



国立カリキュラム研究所 (SLO)と教育サポート機関(OBD)

国立カリキュラム研究所
SLO

1975年に設立。個別最適な教育のために必要となる教材やカリキュラムの開発研究が目的。新カリキュラムの考案や作成、専門分野での研究。成果は、カリキュラム作成のための資料や教材群の紹介など

<https://www.slo.nl/>

OBD

OBD

OBD

学校

学校

学校

学校

学校

学校

学校

学校

学校

学校

学校

学校

1976年から、学校や教員を情報提供や研修によって支援する組織として全国各地に公費で設置される（国と自治体が5割ずつ負担、地域のすべての子どもが対象）
2000年ごろに民営化され、統合と多様化が進む

代表的なOBD

アムステルダム [Het ABC](https://hetabc.nl/)

<https://hetabc.nl/>

ロッテルダム [CED-groep](https://www.cedgroep.nl/)

<https://www.cedgroep.nl/>

ハーグ Bazalt Groep

<https://www.bazaltgroep.nl/>



教育サポート機関
Onderwijs Begeleiding Dienst
ロッテルダムのCED-Groep



教育におけるインクルージョン

障害者や移民子弟のインクルージョン：個別最適化の土台があってこそ

1990年発効 子どもの権利条約
1994年 サラマンカ宣言

障害時に関連して

1996年：WSNS(Weer samen naar School)政策

軽度の障害児がもう一度普通校で授業を受けるように

（自閉症やアスペルガー症候群、注意欠陥及び多動性障害、ディスレクシア、および秀才児）

2003年：リュックサック政策

すべての障害児が対象となるが、資金状の破綻を生む

2012年：最適化教育 Passende Onderwijs

どの子どもにも最適の教育が実現できるように、地域ごとに予算を決め、地域内で最適な教育を受けられるシステム＝を保証する

IB（特別支援）教師

学校内のすべての子どもの発達記録
担任教員との相談に基づく個別の学習計画

（2012年より）最適化教育のための広域地域での情報交換や協力

習熟度モニター

教育サポート機関
（OBD）

教材の多様化のための資金

参考図書

オランダの学校教育制度と＜教育の自由＞については下記の図書に詳細

特に1970年以降1981年の「新初等教育法」の制定までの経過の詳細については、下記の図書の、特に第3章57-77ページを参照されたい

オランダの教育におけるインクルージョンについて、特に特別支援教育とシチズンシップ教育に関して報告（ただし2012年の最適化教育はまだ含まれず）



リヒテルズ直子「オランダの教育は：多様性が一人ひとりの子供を育てる」平凡社2004年



リヒテルズ直子「オランダの個別教育はなぜ成功したのか：イエナプラン教育に学ぶ」平凡社2006年



リヒテルズ直子「オランダの共生教育：学校が、＜公共心＞を育てる」平凡社2010年

質疑応答

(10分)

第2部 オランダの教育改革から 日本が学べること

日本の教育のこれまでと現在

日本の近代教育の特徴と問題点

明治時代から第二次世界大戦終戦まで

ヨーロッパをモデルにした制度

- フランスの小学校をモデルに **一学区に一つの公立校**（画一な教育を目指し、学校や教員の自由裁量権が小さい）
- ヨーロッパのフォーク型モデルで、中等教育から **エリート教育と一般の普通教育とが枝分かれ**する（基本的にエリートを選びすぎるための教育）
- 国家の産業発展と軍事化を目指した学校制度
- 天皇に象徴される **国粹主義への傾向**が顕著

第二次世界大戦終戦後から今日まで

アメリカ合衆国をモデルにした制度

- 第二次世界大戦後、アメリカ合衆国による占領期に「民主化」のプロセスの一つとして実施される
- アメリカの教育モデル：中等教育終了時まで、皆ほぼ同じ内容の教育を受け、**生徒間の競争**が奨励される
- 国粹主義・全体主義（軍事化）が強調される制度は終戦とともに終焉したものの、その代わりに、西洋先進諸国に追いつけ追い越せの**産業化や近代化が国家の教育制度の目的**となる

学校教育は国家の発展のためで、教員の権威・管理教育・画一斉型授業の伝統は残る
子ども中心(一人ひとりの子どもの発達重視ではない)

1970年代から起きてきた日本の学校の諸問題

急速な産業化と近代化の中で、日本の学校に起きてきた歪み

校内暴力

いじめ

不登校

自殺

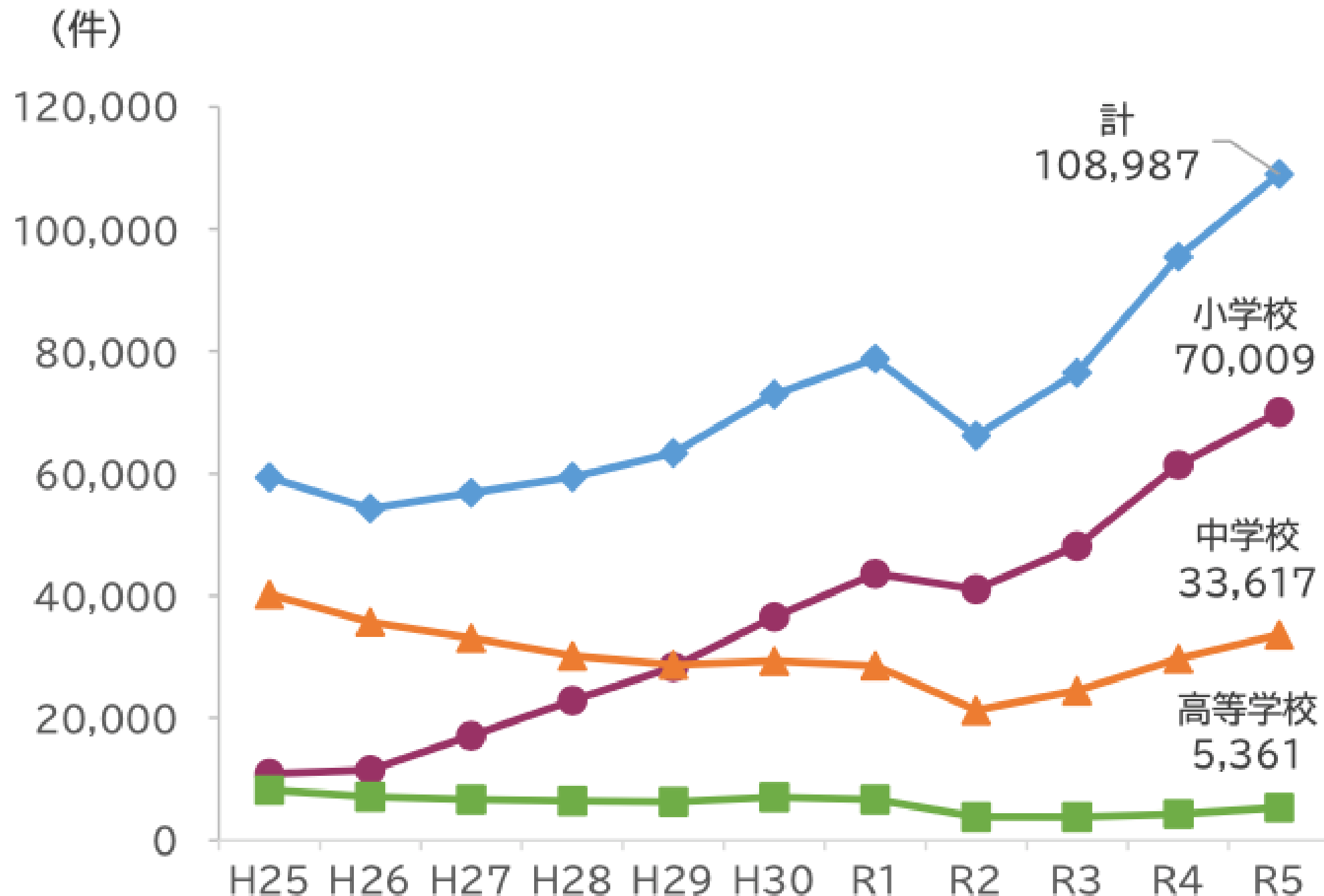
文科省「令和5年度 児童生徒の問題行動・不登校生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要」（令和6年10月31日）より

https://www.mext.go.jp/content/20241031-mxt_jidou02-100002753_2_2.pdf

暴力行為の状況について

文科省「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要」令和6年10月31日

暴力行為発生件数の推移



文科省「令和5年度 生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要」（2024年10月31日）より

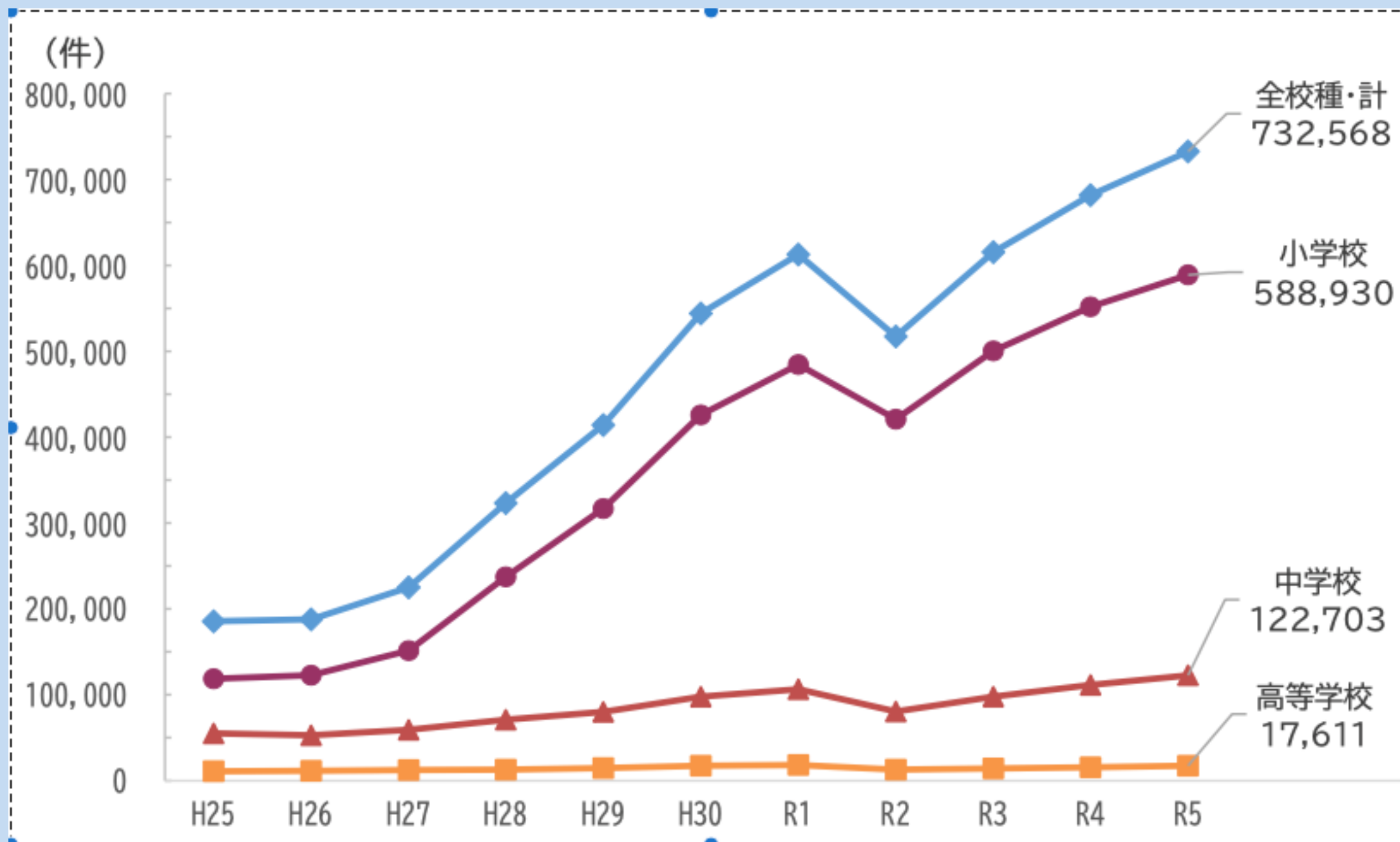
https://www.mext.go.jp/content/20241031-mxt_jidou02-100002753_2_2.pdf

暴力行為について

小・中・高等学校における暴力行為の発生件数は108,987件（前年度98,426件）であり、**前年度から13,561件（14.2％）増加**。児童生徒1000人あたり発生件数は8.7件(前年度7.5件)。発生件数は新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度に一旦減少したが、その後3年連続増加し、過去最多となった。

いじめの認知件数推移

文科省「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要」令和6年10月31日



文科省「令和5年度 生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要」（2024年10月31日）より

https://www.mext.go.jp/content/20241031-mxt_jidou02-100002753_2_2.pdf

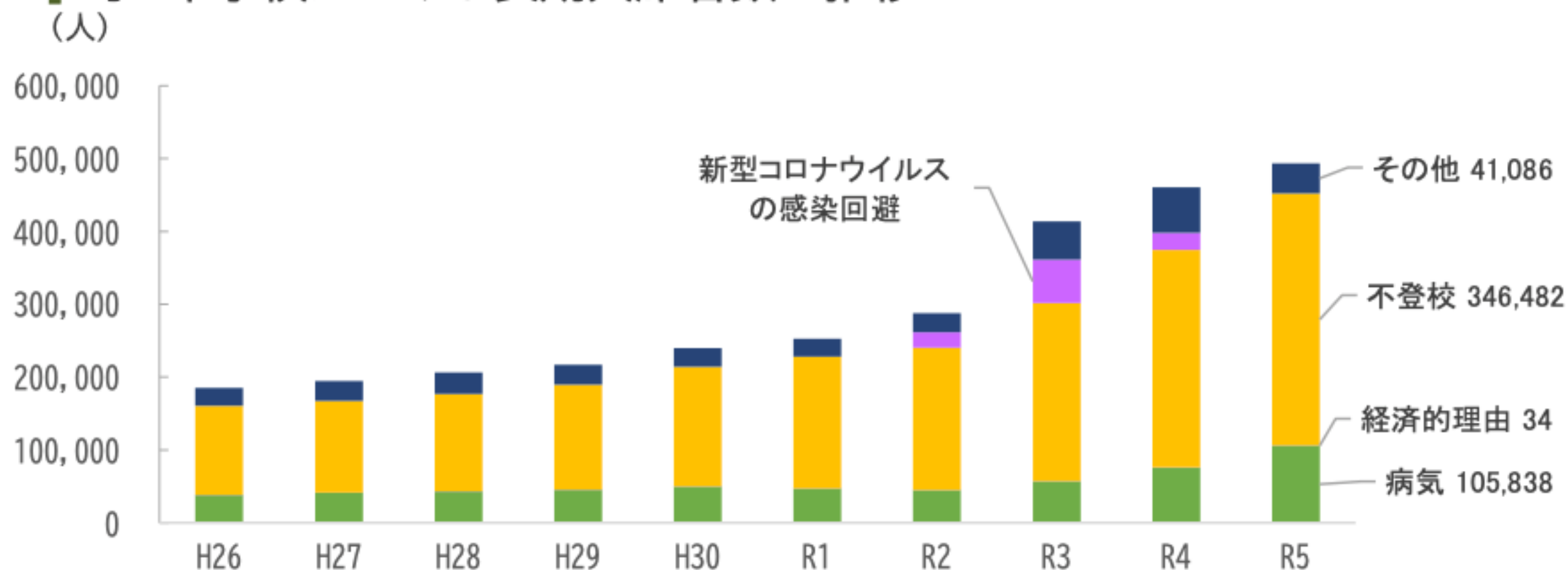
いじめについて

小・中・高等学校におけるいじめの認知件数は732,56件（前年度681,948件）であり、**前年度から50,620件（7.4％）増加**。児童生徒1000人あたり認知件数は57.9件(前年度53.3件)。発生件数は新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度に一旦減少したが、その後3年連続増加し、過去最多となった。

長期欠席者数の推移

文科省「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要」令和6年10月31日

小・中学校における長期欠席者数の推移



文科省「令和5年度 生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要」（2024年10月31日）より

https://www.mext.go.jp/content/20241031-mxt_jidou02-100002753_2_2.pdf

不登校について

小・中学校における不登校児童生徒数は346,482人（前年度299,048人）であり、前年度から47,434人（15.9%）増加。11年連続増加し、過去最多となったものの、増加率は前年度と比較して若干低くなった児童生徒1000人あたり認知件数は57.9件（前年度53.3件）。在籍児童生徒に占める不登校児童生徒の割合は3.7%（前年度3.2%）。（中略）

不登校児童生徒について把握した事実としては、小・中学校においては、「学校生活に対してやる気がないなどの相談があった」（32.2%）が最も多く、続いて「不安・抑うつなどの相談があった。」（23.1%）、「生活リズムの不調に関する相談があった。」（23.0%）、「学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた」（15.2%）「いじめを除く友人関係をめぐる問題の情報や相談があった」（13.3%）の順で多かった。

児童・生徒の自殺の状況

文科省「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要」令和6年10月31日

自殺の状況について

● 小・中・高等学校から報告のあった自殺した児童生徒数は397人(前年度411人)である。



文科省「令和5年度 生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要」（2024年10月31日）より

https://www.mext.go.jp/content/20241031-mxt_jidou02-100002753_2_2.pdf

自殺について

小・中・高等学校から報告のあった自殺した児童生徒数は397人（前年度411人）であり、前年度から減少したものの、児童生徒の自殺が後を経たないことは、引き続き、極めて憂慮すべき状況である。

自殺率の国際比較

日本の青少年の自殺率は、国際的な比較においても比較的高い
15-24歳人口の自殺率（10万人あたり） 2019年

country	全数	男子	女子
Belgium	6,8	10,2	3,3
Canada ChinCh	11,1	15,1	6,6
China	4,3	5,6	2,8
Denmark	4	5,3	2,6
Finland	16,1	20,9	11
France	4,1	6,2	2
Germany	6	9	2,7
Iceland	17,3	24,1	10,3
Ireland	7,5	12,2	2,8
Italy	2,7	4,3	1
Japan	12,4	17,6	7
Netherlands	6,4	8,4	4,2
New Zealand	12,5	16,9	7,9
Norway Singapore	7,7	9,2	6,2
Singapore	12,9	15,8	9,5
Sweden	11	14,4	7,4
United Kingdom	4,9	7	2,8
United States of America	14,4	8,4	4,2

source: WHO <https://apps.who.int/gho/data/view.main.MHSUICIDE10YRAGEGROUPSv>

日本の子どもたちを取り巻く状況

いじめ

暴力

不登校

自殺

学校は、子どもたちにとって
楽しい場所ではなく
安心して過ごすことの
できない場所になっている

家庭は果たして
子どもたちにとって
受け皿になっているか???

学校は、子供たちの
社会性や情緒の
発達にも、より大
きな責任を負わざ
るを得なくなっ
てきている？

2000年ごろからの
オランダにおける議論

これに対して

オランダの子どもたちは、、、

UNICEF Office of Research (2013).
‘Child Well-being in Rich Countries: A
comparative overview’, *Innocenti Report
Card 11*, UNICEF Office of Research,
Florence.



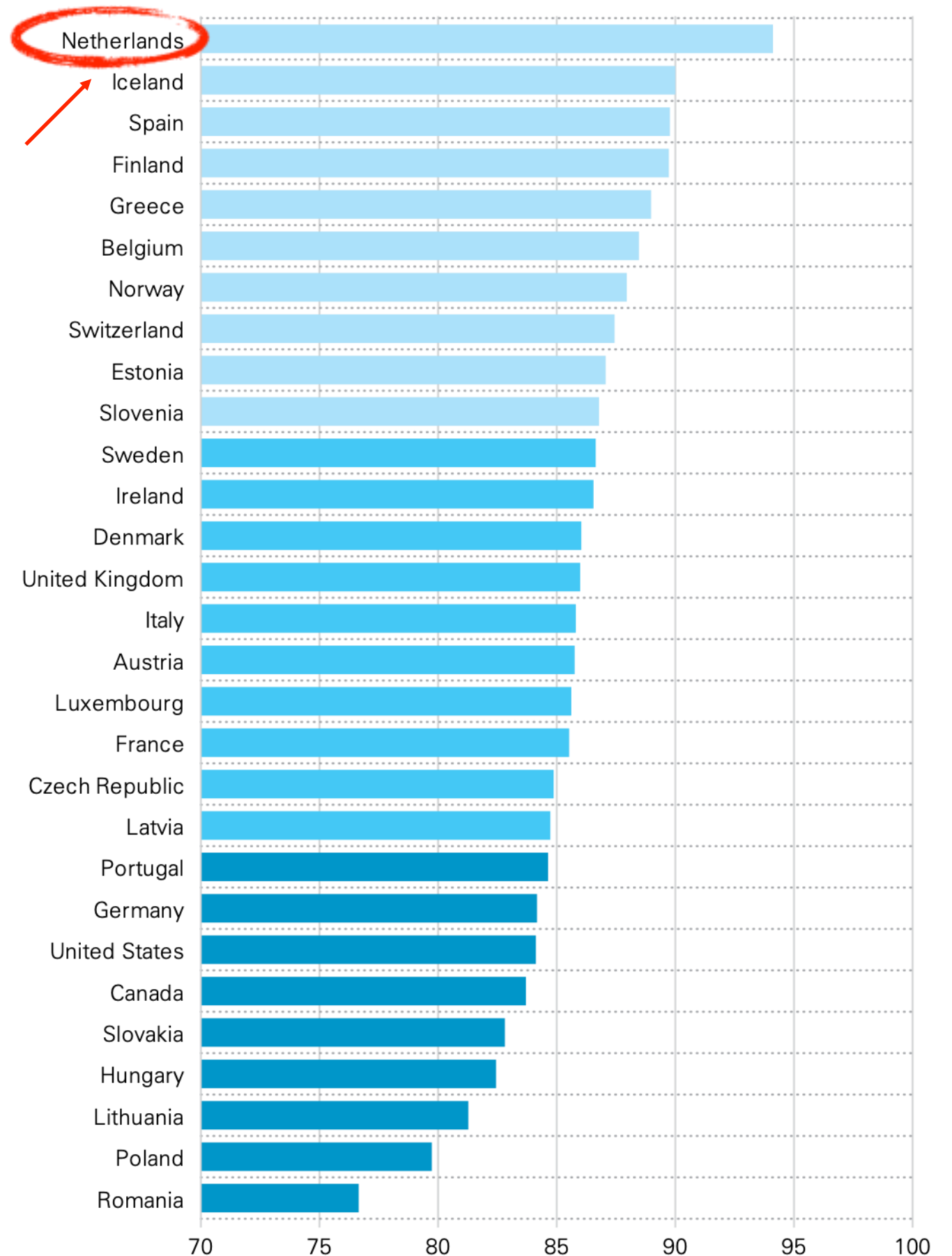
		Overall well-being	Dimension 1	Dimension 2	Dimension 3	Dimension 4	Dimension 5
		Average rank (all 5 dimensions)	Material well-being	Health and safety	Education	Behaviours and risks	Housing and environment
			(rank)	(rank)	(rank)	(rank)	(rank)
1	Netherlands	2.4	1	5	1	1	4
2	Norway	4.6	3	7	6	4	3
3	Iceland	5	4	1	10	3	7
4	Finland	5.4	2	3	4	12	6
5	Sweden	6.2	5	2	11	5	8
6	Germany	9	11	12	3	6	13
7	Luxembourg	9.2	6	4	22	9	5
8	Switzerland	9.6	9	11	16	11	1
9	Belgium	11.2	13	13	2	14	14
10	Ireland	11.6	17	15	17	7	2
11	Denmark	11.8	12	23	7	2	15
12	Slovenia	12	8	6	5	21	20
13	France	12.8	10	10	15	13	16
14	Czech Republic	15.2	16	8	12	22	18
15	Portugal	15.6	21	14	18	8	17
16	United Kingdom	15.8	14	16	24	15	10
17	Canada	16.6	15	27	14	16	11
18	Austria	17	7	26	23	17	12
19	Spain	17.6	24	9	26	20	9
20	Hungary	18.4	18	20	8	24	22
21	Poland	18.8	22	18	9	19	26
22	Italy	19.2	23	17	25	10	21
23	Estonia	20.8	19	22	13	26	24
23	Slovakia	20.8	25	21	21	18	19
25	Greece	23.4	20	19	28	25	25
26	United States	24.8	26	25	27	23	23
27	Lithuania	25.2	27	24	19	29	27
28	Latvia	26.4	28	28	20	28	28
29	Romania	28.6	29	29	29	27	29

子どもたち自身による 主観的なウェルビーイング (生活への満足度)

オランダは前回2007年について
再びトップ

Figure 6.0 The children's life satisfaction league table (2009/2010)

% of children aged 11, 13 and 15 who rate their life satisfaction with a score of 6 or more on the 11-step 'Cantril Ladder' scale



オランダの子どもたちの幸福度はなぜ高いのだろう？
おそらく、、、

一般的な豊かさ

国民一人当たり総生産は世界10位（日本は39位）

<https://www.worldometers.info/gdp/gdp-per-capita/>

家庭と仕事を両立
させやすい制度環
境
親との接触率が高
い

多様な学校
(教育の自由)
自分に合った教育を選
べる制度

成熟した民主社会

急速に変化する世界状況の中で
学校教育に求められているもの
世界中の教育者が直面している課題

世界的視点から日本の教育の課題を考えると、、、

特に少子化の時代を迎えて

一人ひとりの子供の最大限の力を引き出すことが望まれる

急速な科学技術発展
(国際比較において競争力のある人材の育成)

情報社会における情報氾濫
(信頼できる情報と信頼できない情報を区別する能力：情報リテラシーを持った人間の育成)

気候変動による環境破壊と異文化間摩擦
(環境保護意識の醸成と異なる他者を尊重し共同するインクルーシブな意識)

地球規模での
シチズンシップ

主体者としての自分

他者の受容と
他者との協働

現実の世界についての
システム理解

OECD＜変革のためのエージェント＞

知識

教科的・教科横断的・認識論的・手続的

スキル

認知的かつメタ認知的・社会的かつ情動的・身体的かつ実践的

態度や価値意識

個人的・社会的・地球社会規模

オランダが1970年の改革の方向から

1970-1981年

日本の場合

1. 社会文化的に恵まれない子どもへの教育機会の均等化
2. 教育内容に、子どもたちが生きている社会の現実を取り入れる
3. 保護者・生徒自身・教員が教育により大きな影響力を持つように
4. 個別最適化により、すべての子供の発達機会を平等に保障する
5. 成人教育や生涯教育の充実化
6. 教育目的の明確化により、財政面でも目的意識の高い計画や制度を

1. 貧困家庭や不登校の子どもたちの教育機会
2. 学校教育の内容に現実の世界の問題は取り入れられている？
3. 保護者・生徒・教員の学校運営への発言権はあるか？
4. すべての子どもの発達は保障されているか（1との関連）
5. 学び直し・やり直しは可能？
6. 教育財政は効率的か（検定教科書以外の教材開発資金や教員の研修費は？）

教育機会の均等

オランダから学べること その1

国庫から子ども一人当たりには平等な年間教育費を

私立校にも同等の教育費を

＝私費民営から公費民営へ

現実世界を学校へ

オランダから学べること その2

ホンモノの世界を学ぶ機会を

時事や本物の出来事を題材として議論したり対話をする時間を

科目横断的に学ぶテーマ学習やプロジェクト学習の時間を

世界の事物をシステム（関係づけられたもの）として学ぶ

保護者・生徒・教員の学校運営参加権の充実

オランダから学べること その3

経営参加評議会制度
オランダだけではなく多くの民主国家にある仕組み

オランダでは「学校経営参加法（WMO）が保護者（生徒）・教員の学校運営参加権を保障している

保護者（16歳以上の生徒）と教員が50%ずつで構成

学校に課された
情報公開義務

勧告権と同意権

すべての子どもの最大限の発達保障

オランダから学べること その4

学年区分を廃止
して縦の系統に
沿って学べる仕
組みへ

一人ひとりの子ど
もの発達を継続的
にフォローする仕
組みを公費で保障

教材や教育方法の
多様化

オランダでは

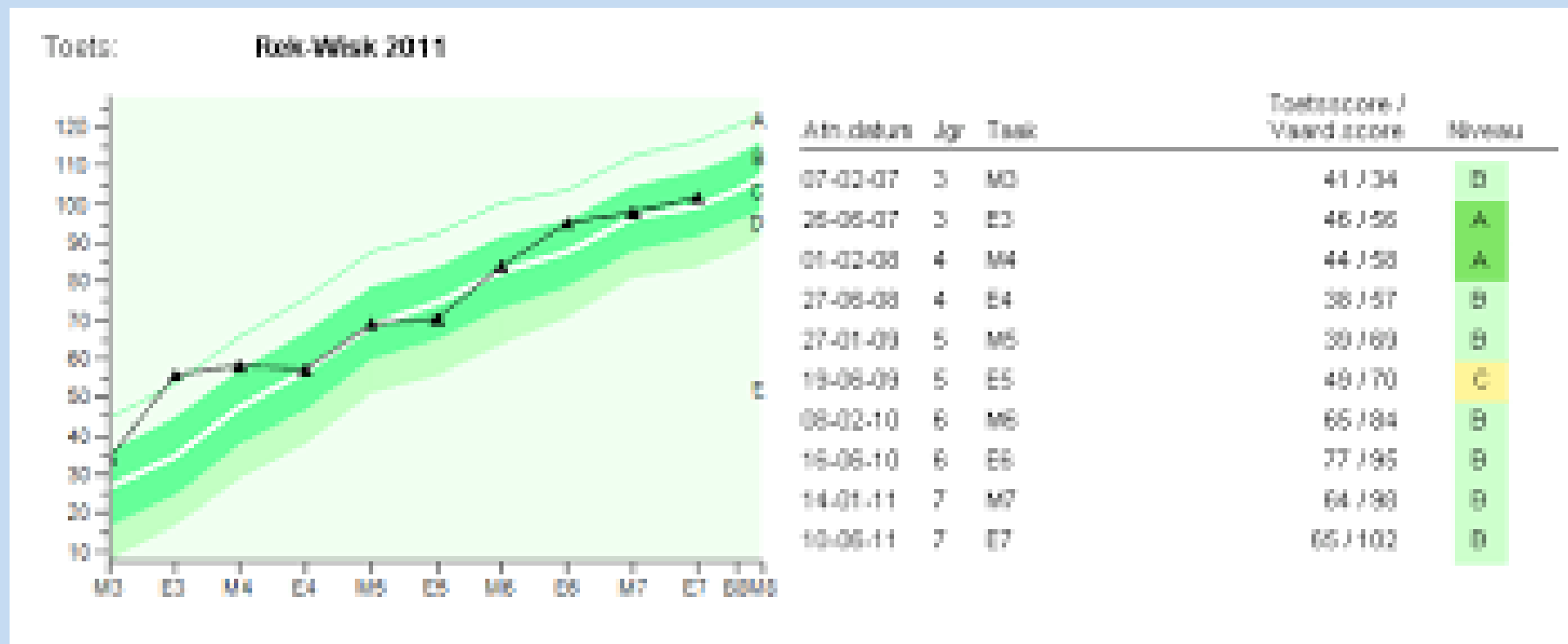
中核目標とおよ
その学年区分（
SLO）

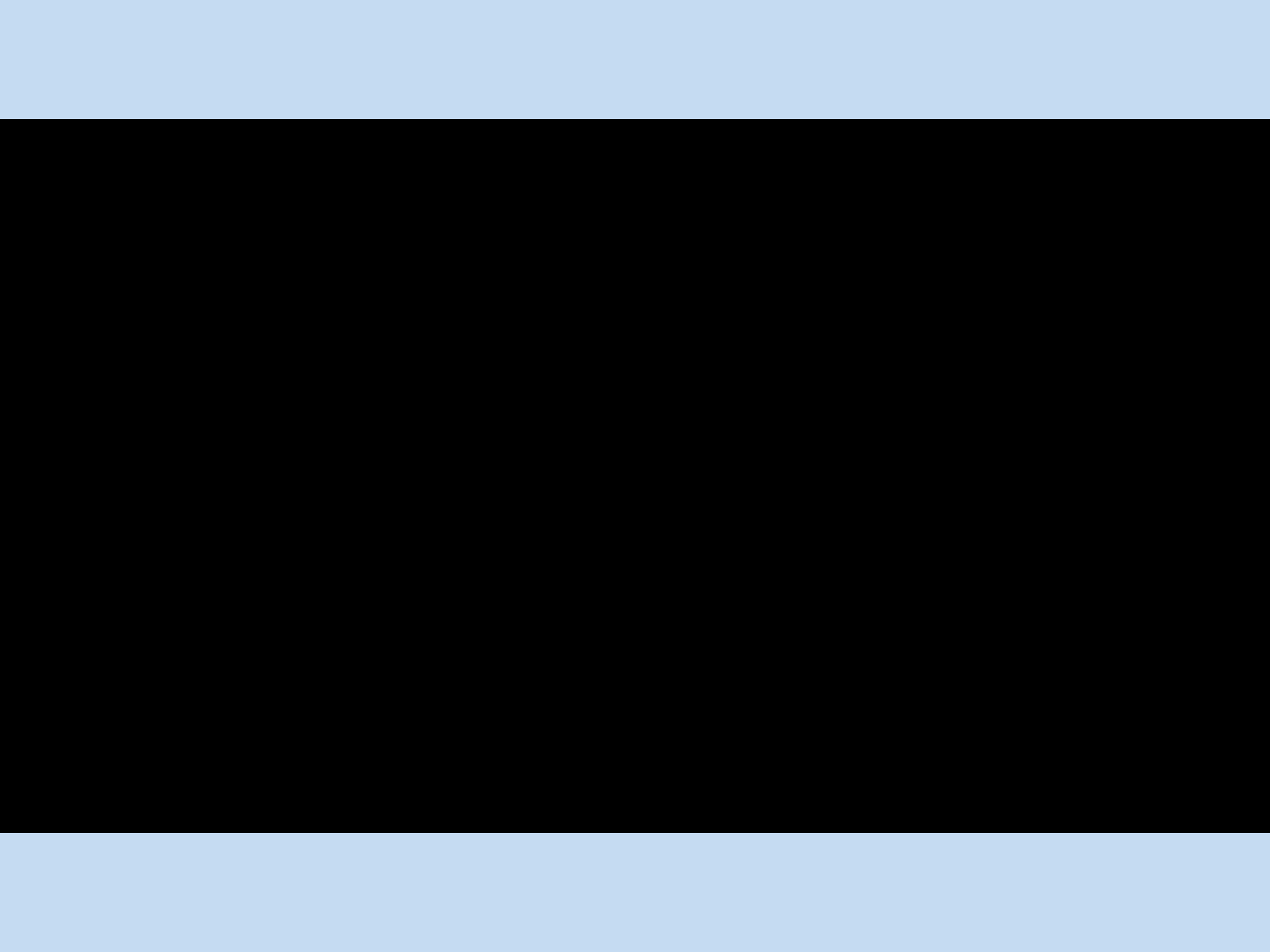
習熟度モニター
制度
（LVS）

すべての教材は自由選
択
方法の多様化のための
研修制度
（すべての教員に研修
費）

習熟度モニター制度について

- 国が認めたシステムがいくつかある (
<https://www.rijksoverheid.nl/onderwerpen/basisonderwijs/vraag-en-antwoord/hoe-legt-de-basisschool-de-prestaties-van-mijn-kind-vast>)
- 最も広く普及しているのはCITOという会社のもの (
<https://cito.nl/onderwijs/volgsystemen/>)





改革推進のためには、質の保証の仕組みを作ることが重要

保護者の安心感を確保し、学校と行政が協力できる仕組みを



習熟度モニター

オランダの事例
： LVS



学校監督の仕組み

オランダの事例
： 学校監督局と教育監督法



保護者（生徒）の学校運営
参加権の保障

オランダの事例
： 経営参加評議会と経営参加評議会法

教育改革の障害はどこ
に？

目前の障害

学習指導要領

- 年齢ごとに期待される能力という考え方に基づいた指導要領が、学校の自由を制限し、ひいては保護者の選択肢を狭めている

従来の学校の成功ストーリー

- 戦後の急速な経済発展を支えたのは、国際比較でも高い認知能力を達成してきた従来の学校であるという「成功ストーリー」への執着が、従来の学校制度の変革の障害になっている

教員異動という慣習

- 公立学校で行われる教員の移動をいう伝統が、学校共同体の形成を困難にしている

教員不足

- 教員不足（比較的低い教員の地位と、きつい仕事だというイメージ）

良質の教員養成を行うための資金と指導者の不足

- 良質の教員養成（現職教員のための再研修）の欠如：理論重視で現場実践が軽視されている。現職教員については決定的な資金不足

もっと深い問題＝メンタリティの問題

『自由』の定義についての誤解

- 「自由」の考え方についての誤解：自由（あるいは管理から逃れたいという意識）が強く、しばしば、教師たちの子供達への反応にそれが現れている

教員は権威的でなければならないという迷信

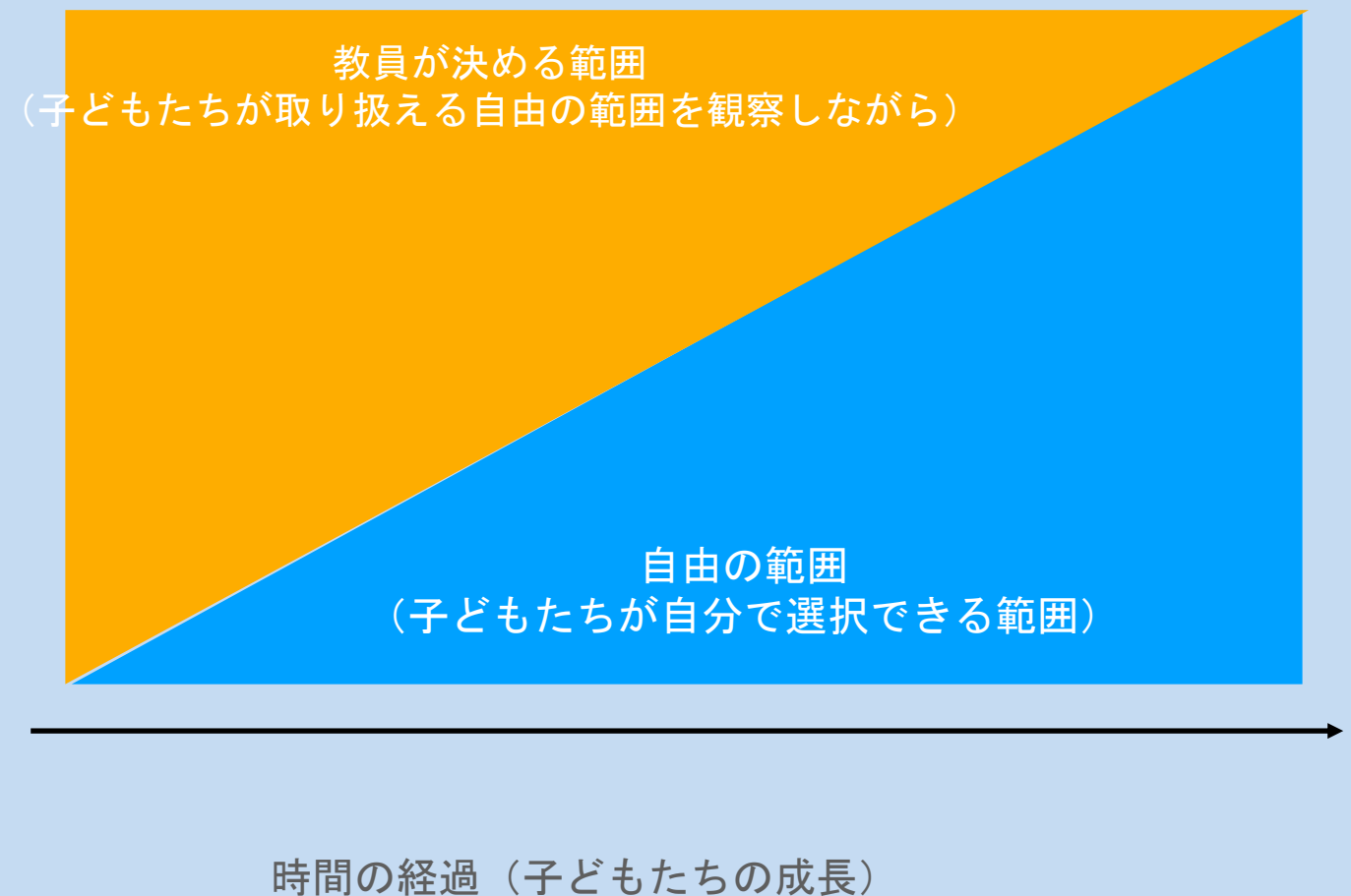
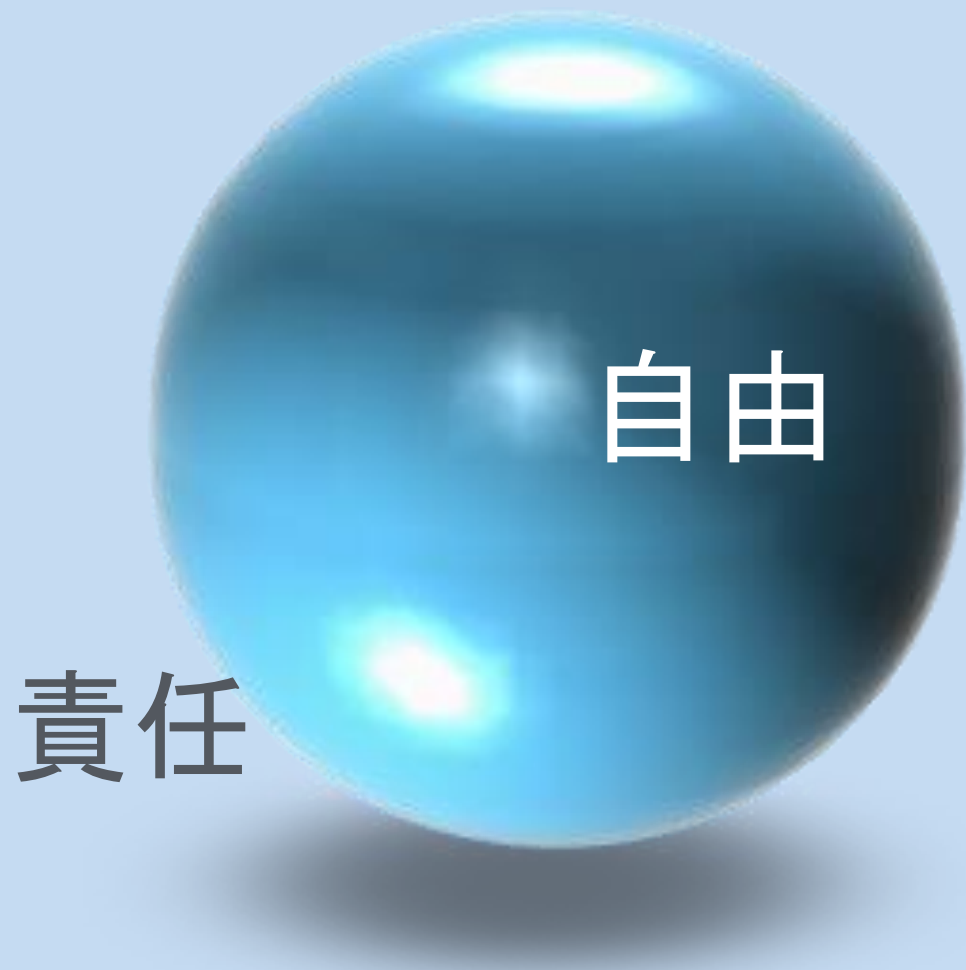
- 子どもも大人も、自由闊達に話をすることに慣れておらず、それが、本当の対話をできなくしている。教員たちは、教科書会社の指導書通りに教えることに慣れてしまっており、日々の実践での問題や迷いを同僚に相談したり、同僚と解決案を探すという経験が少ない。権威主義の伝統は、学校の教員間に分派をうみ、しばしば、これが、教職員の間の対立につながって、子どもたちの模範になれていない

同調主義が強く、率直な意見交換に大人たちが慣れていない

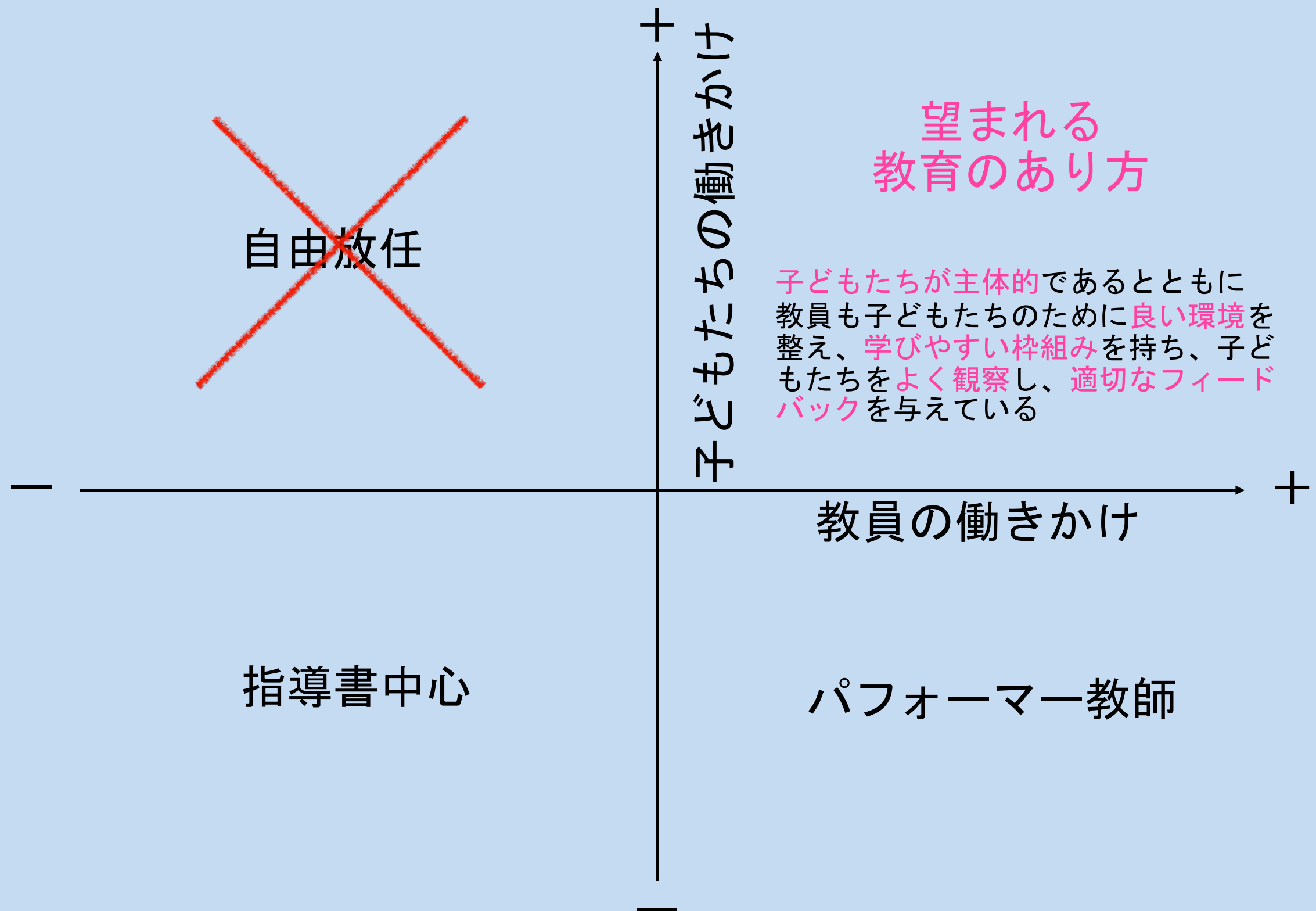
- 保護者と教員間のコミュニケーション不足：保護者の間に広がった考え方として、学校は、国の責任で行われるもので、保護者は関われないし、関与したいとも思わないという考えが根深い。これは、保護者の学校参加を奨励しない制度上の問題でもある（PTAはその意味で機能していない）。その結果、学校教員と保護者の間に根深く広く広がった対立感情が生じている

（欧米諸国の）
失敗を繰り返さないために

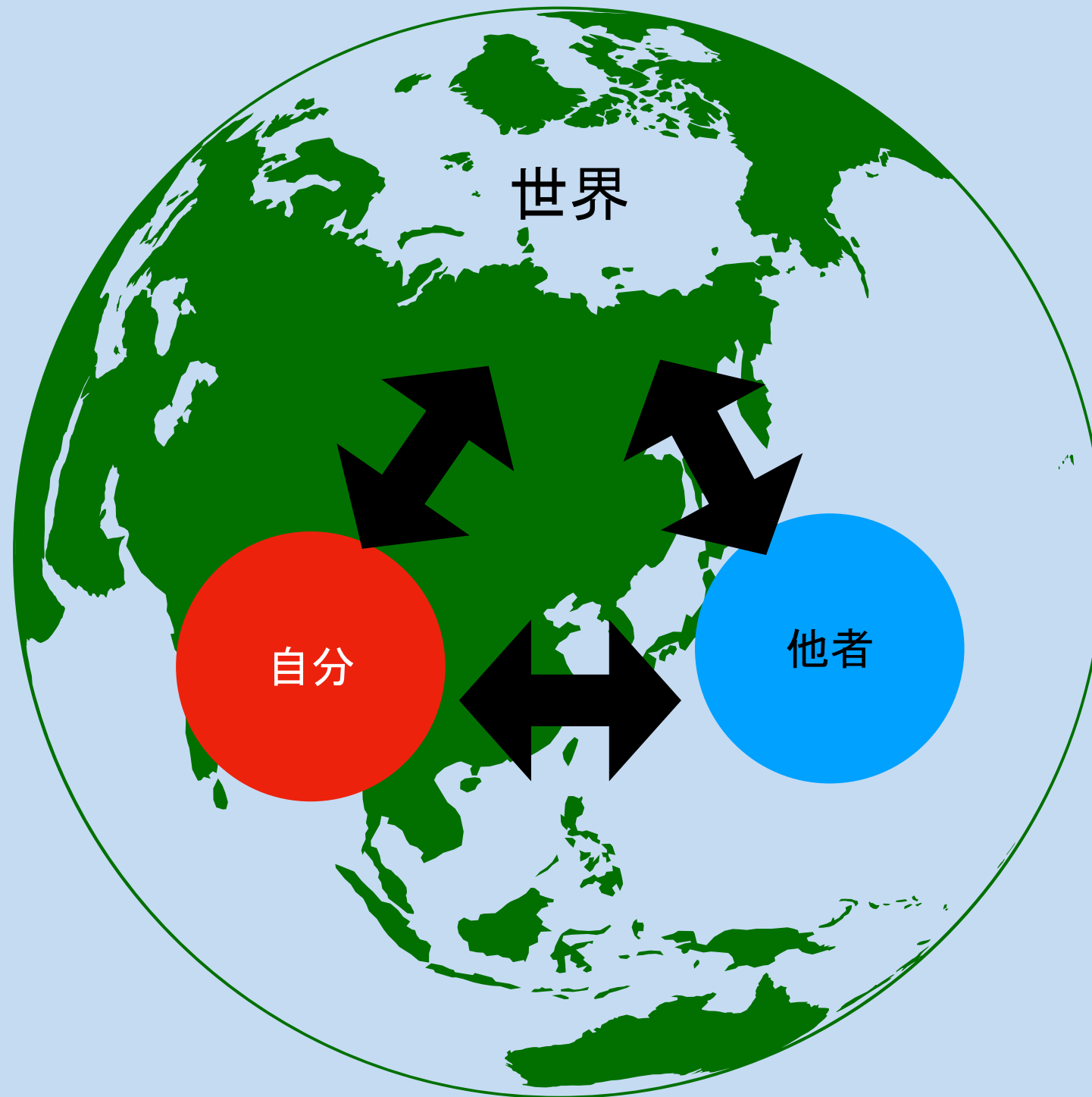
<自由>は自由放任のことではない



良い教育とは、 、 、



責任ある市民は多様性を受容し他者と共生・協働するもの



参考図書

